

災害時における協力に関する協定書

山 形 県
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

災害時における協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生し、もしくは発生のおそれがある場合又は山形県以外で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供（結婚式場等）
- (5) 県内市町村が設置した避難所及び、乙が提供する一時滞在施設における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 履行の場所
- (5) 協力を要請する期間
- (6) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所等に供給した食事等の数量
- (4) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、原則として、山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月山形県規則第4号）に規定する埋葬、死体の処理の費用を限度とする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(一時滞在施設における受入者名簿の提供)

第9条 一時滞在施設における対応状況や、災害救助法が適用された場合に施設の収容状況等を国へ報告する必要があることから、乙は受入者名簿を作成し、甲より受入者名簿の提出を求められた場合は、甲に提供するものとする。

2 乙は、施設管理者に対し、受入者名簿の情報提供を求める場合があることについてあらかじめ周知し、施設管理者は、受入者に名簿の利用目的を明示した上で、必要な個人情報を取得するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(災害時の情報提供)

第 12 条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第 13 条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第 14 条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年 3 月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第 16 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和 6 年 7 月 10 日までとする。
ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 7 月 11 日

甲 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県

山形県知事

吉村美栄子

乙 東京都港区西新橋 1 丁目 1 8 番 1 2 COMS 虎ノ門 6 階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会 長

渡邊正典

第1号様式

年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

山形県知事

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定第3条規定に基づき、次のとおり協力要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

第2号様式

年 月 日

山形県知事 様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 渡 邊 正 典 印

災 害 時 要 請 業 務 報 告 書

災害時における協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	